

理由

本地区は、松山市中心部から南へ約6.5km、松山自動車道松山ICから南東へ2.4kmの距離に位置し、県道森松重信線に面して、松山ICはもとより、国道11号、国道33号等主要幹線道路へのアクセスが優れ、近隣に住宅や事務系の事業所が点在するほか県道沿線で流通系、沿道サービス系の事業所が開設されるなど、一部で都市的土地利用の見られる地区である。また、これら幹線道路を通じて、中心市街地や郊外部の事業所との連絡性について優位性を有している地区である。

地区計画の区域は、県道のほか、東を松山自動車道及びその側道、西と南を市道で囲まれた街区の一部で、道路沿線には、既設の住宅や事業所が存在しており、計画的な土地利用を誘導することで周辺環境が保護される。

また、地区の優位性を活かし、医療系の事業所を立地することは、近隣の国立大学病院や国立病院などの郊外に立地する医療機関に限らず、中心市街地に立地する医療機関のアドヴァンテージを向上させ、医療機能の充実を図ることで集約な都市機能の向上につながるもので、市街化調整区域の特性を保ちつつ、産業の誘致による地域の活性化を図るため、地区計画を定める。